

〔資料1〕 第四二回 U N H C R 執行委員会(一九九一年一〇月七日)高等弁務官の基調演説

* U N H C R の今後を知るうえで貴重な資料であるとの判断から、緒方貞子国連難民高等弁務官の演説を、U N H C R の許可を得てここに掲載するものである。

国連難民高等弁務官の仕事は、私たちが住む世界の鏡である。朝のニュースが、その日の仕事を決めるかに見えることもある。事件が起つてニュースとなるのか、ニュースがきつかけとなつて事件が起つるのか、時に判然としない時代にあって、U N H C R のような機関は、周囲の世界における様々な変化に迅速に対処する能力をそなえると同時に、その意味合いを把握する力を持つことが重要である。本日は、根本的な変化を遂げさらに変わりつつあるこの世界で、U N H C R をどのように見るかについて、とりわけ、適切な政策立案機能によつてU N H C R の活動能力が私の考えを若干申し述べたい。私の発言は、着任後八か月も経ずして行うものだが、しかしその期間というのは、私よりもはるかに長く難民問題にかかわってきた数多くの人々が多くの点において実に先例がなかつたと認めている八か月であった。

ペルシア湾岸では、私たちは、近年で最大かつ最も急激な難民流出を経験した。一五〇万人のイラク人が故郷を逃れ、五ヶ月も経ずして、約七万人を残してすべて帰国した。自分たちの故郷に帰ることができた者も多いが、約五〇万人は、自國に戻ったとはい、今なお国内で避難民の状態となっている。急速で激しい流出は、同じように急速ではあるが不安定な帰国へと変わったのである。

「アフリカの角」では、大規模な人道的活動が、より建設的な経済・社会の開発事業の代わりをしなければならなかつた。打ち続く紛争、遅々とした民主化、力強さに欠ける平和努力のために、この地域は、希望と不安がない混ぜとなつてゐる。

ヨーロッパでは、最近まで東側の政治的変化の先駆けと見られていた人々の自由な移動が、今では、西側で深い憂慮と時には恐れの

源となつてゐる。増大する庇護希望者は、現行の法的手続きと運用に限界まで負担を加え、

庇護の制度自体に大きな試練を与えてゐる。

その一方、東ヨーロッパでは、少し前まで、

難民の発生源だつた国々が今、難民を受け入

れている。私は、この地域において、「終止

条項」(cessation clause)の適用が可能である

はずだと考える。これらの諸国のがくが、こ

のU N H C R 執行委員会の活動に参加するよ

うになつたこと、一九五一年難民条約及び一

九六七年同議定書への加入ないし加入の意向

を示してゐることを歓迎したい。こうした動

きは、冷戦後においても難民条約が引き続き

妥当性をもつてゐることを裏付けるものであ

る。

一九九一年は、難民の流出だけでなく、その帰還のための新たな機会が目立つた年でもあつた。先月、私は、南アフリカ共和国の政

府との協定に署名したが、これは、南アにおけるU.N.H.C.R.の駐在と、亡命者たちの安全な帰国への道を開くものであった。

また。今まさに、領土の将来に関する住民投票に参加できるよう、西サハラの難民を帰還させる準備をして、待機しているところでもある。

カンボジアでは、自発的本国帰還のための中心的な機関として、私たちは、迅速かつ前向きの政治的な状況の進展と歩調を合わせるように、準備作業を速めている。しかし、昨年、準備作業のために必要な三三〇〇万ドルを、U.N.H.C.R.に代わって求めた国連事務総長のアピールに対し、十分な拠出がないため、一層の活動をすることが妨げられている。私は、この機会を借りて、各国民政府に、即時かつ寛大な拠出を強く促したい。

ほとんど注目を引かないまま進められてい

る解決もある。例えば、中米では、地域的な和平努力とC.I.R.E.F.C.A（中央アメリカ難民援助国際会議）の活動によつて、数多くの難民が本国に帰還している。今月下旬の中米への視察の間に、私は、コスタリカ国内に残された最後のニカラグア難民キャンプを閉鎖する予定になつてゐる。

U.N.H.C.R.は、スー丹からの大がかりな難民帰還作業の第一弾として、エリトリアに駐在所を設置しているところである。アンゴラの和平協定により、来年初めの三〇万人の難民の帰国計画が現実的になつた。ルワンダ難民の問題に対する恒久的解決のための交渉も、継続中である。ブルンディ、タンザニア、U.N.H.C.R.からなる三者委員会は、ブルンディへの約九四〇〇人の難民の帰還を計画している。さらに、ラオス、タイ、U.N.H.C.R.の三者間の交渉によつて、今後二～三年間に

約五五〇〇〇人のラオス難民の自発的帰国が実現するものと期待され、他方、ベトナムへの帰国は、現在、一三〇〇〇人を超えている。

ベトナムからの人々の流出は、香港への流入を顕著な例外として、かなり下火となつた。

しかしながら、難民でないと認定された人々に対して尊厳あるかつ人道的な解決を見つけることについては、手詰り状態に陥つており、さらなる進展が見られない。この重大な問題については協議が継続しており、私は、間もなく合意が得られ、難民としての資格をもたない人々がすべて安全と尊厳の中で帰国できるようになるものと期待している。

アフガニスタンでは、不安定な治安状況にもかかわらず、今年、約二〇万人の難民が、パキスタンから帰国した。同様に、危険な状態が続いているにもかかわらず、リベリア難民は自分たちの国へ帰国している。私は、政

治的取り組みによって、リベリアを取り巻く国々にとって大きな重荷となつてているこの問題に対し、より秩序だつた解決がもたらされることを強く望むものである。

新しい難民緊急事態に加え、実際の本国帰還実施や予期される帰国の動き、現行の難民援助計画などによつて、今回、U N H C R 史上で最高額の予算が必要となつた。昨年終わりに、私たちは、一九九一年の総支出を約五億六〇〇〇万米ドル程度と予測した。しかし、今日、一九九一年の必要額の総見積り額は、計九億八二五〇万米ドルにのぼる。先例がないほどの資金需要があつた一年であつたが、各国からのこれへの反応も同じく先例がないほど大きかった。現時点で、各國は、七億八五〇〇万米ドルを自発的に拠出している。私は、この支援に深く感謝するものである。これは、U N H C R に対する信任の証しだけで

はなく、U N H C R が支援している約一七〇〇万の難民の苦境を軽減し、その解決を促進するため、連帯と責任分担の努力に参加するという、国際社会の側の明確なコミットメントの現われと、私は考えている。この国際的な努力に対する庇護諸国の貢献は、測り知れないほど大きい。

支援がより大きなものであれば、それだけ大きな期待と要求をともなう。私は、U N H C R の活動が、私たちに対する国際社会的信任に見合ふものでなければならないことを、強く認識している。十五か月の間に三人の高等弁務官が替わり、十八か月間に、経費削減の実施に統いて、約六割もの活動の増加を経験するという、事務局にとっての重い負担を理解していただけるであろう。今年の記録的なニーズに対処するための管理・運営上の要請は、私たちを茫然とさせるほどであった。

私は、こうした混乱の時期に、U N H C R のスタッフとその家族が示した寛容と忍耐、献身に感銘を受けた。多くの者が、困難な現場の状況で個人の安全を危険にさらし、ある者は、高価な代償を払つた。私はソマリアとエチオピアにおける最近の争乱の中で、生命を失つた六人のソマリア人とエチオピア人の同僚に対し、特別の敬意を記録にとどめたい。

U N H C R の効率の良さは、私が局長ボストンの等級分類の見直しに関する報告の中で勧告したような、適切なレベルの、有能な上級管理職グループに指導される、意欲的なスタッフの献身と貢献に多くを依存するものである。私は、スタッフの勤務環境と職務の満足感に関する正当な関心を十二分に承知している。

広範にわたる人事上の諸問題で対処を必要とするものは数多い。しかしこれらは、異例の緊急事態への対応に追われて今年、ずっと放

置されていた。私は、今後数か月で、これらの問題を包括的に見直そうと決意している。

U N H C R の四十周年の年が終わりに近づくにつれ、移民と難民の問題は、より開かれた公正な世界秩序を形成する上で、ますます重要かつ本質的な要素となってきた。冷戦の終焉は、私たちの前に新しい課題を突きつけた。一方で、ナショナリズム、民族主義、宗教上の緊張が燃え上るがれば、さらに難民が増える危険がある。しかしながら他方では、多国間主義の変化しつつある状況の下において、難民問題解決のための巨大な機会がある。同時に、アフガン難民や、モザンビック難民、リベリア難民といった膠着状態の難民状況は、人間の尊厳を腐食し、地域的な平和を妨げている。こうした時にあって、U N H C R は、予防と解決に焦点を当て、流出と救援から帰国と再定着をめざした難民問題全体をあつか

う前向きの戦略を立案しなければならないと私は確信している。私の戦略プランには、三つの目標がある。

私の第一の目標は、U N H C R の緊急事態準備態勢と対応メカニズムを改善することである。組織事態の能力のアップに加えて、U N H C R は、北欧諸国の政府とN G O （民間援助団体）と人員と装備の両方の面で、彼らの力を活用できるよう合意することになつている。ここで皆様に提示した計画は、U N H C R が難民の緊急事態に対処するだけではなく、さらに大規模で複雑な人道上の災害の際に国連システム全体の緊急対応に寄与しうるものとなつていて。私は、すでに六月のU N H C R の会議で、さらに七月のE C O S O C （国連経済社会理事会）の会議で、国連システム全体の緊急対応の問題について、私見を述べる機会を得た。それを簡単に繰り返させ

ていただきたい。ペルシア湾岸地域と「アフリカの角」地域における最近の経験に基づいて、私は、複雑な緊急事態に対応する運営上の調整をはかりながら、国連の政治的かつ人道上の能力を完全に活用する方法が必要であることを、明確に認識するものである。調整の目標は、協力を促進することであり、官僚機構をいたずらにふやすことではない。それは、資金、人員、装備のための臨機応変な体制に基づくものであり、常任の機関間事務局が支援することになる。

緊急事態に対処する上で、私たちは、最も弱い立場の人々、つまり女性と子供の存在を忘れてはならない。「難民女性のための調整官」の例にちなみ、私は、ノルウェー政府の支援を得て、「難民児童のための調整官」ができるだけ早く指名するつもりである。過去数年で、私たちは、難民の女性と子供について、有用な政策ガイドラインをいくつか実施した。しかし、残念ながらU N H C Rが、こうした政策を体系的かつ具体的な行動に移していくには依然として長い道のりがあることは明白である。私は、U N H C Rの活動におけるこの重要な分野に、改善をもたらすことを決心している。

緊急事態や現在の難民問題でも見過ごされている、もう一つの大きな問題は、環境問題である。難民に対する支援を削減することは、短期的には利益となつても、長期的にみると、環境上に法外な代価を払うことになる可能性がある。マラウイとパキスタンにおいて大量の難民が環境に与えた影響は、ほんの一例に過ぎない。私たちは、援助活動において環境の問題に、より慎重に配慮する必要がある。環境の悪化・破壊は、難民化を引き起こしうる。また、難民化は、環境の一層の悪化につ

ながる可能性が大きい。反対に、長期的な開発は、難民化を減らすことができる。こうしたことから、私は、リオ・デ・ジャネイロで

来年予定されているUNCED（国連環境開発会議）も、人の移動、環境、及び開発の関連に注目することを望む。

第二の目標は、自発的本国帰還のためにあらゆる可能性を追求することである。ほとんどの難民が過密な急作りのキャンプに、惨めな状態で（たとえ彼らが逃れてきた状況よりはましだとしても）、閉じ込められている状況において、自分の祖国に帰る権利は、外国に庇護を求める権利と同じ程度に認められるべきであろう。地球規模の課題に取り組む国連の能力に対する信頼が増し、世界各地の平和のために新たな希望を与えていた。難民問題の予防と解決は、これらの平和を作り出す活動やそれを維持する活動と密接なつながり

がある。一九九二年は、自発的本国帰還のための年だと思う。

多くの難民にとつて帰国の見通しが、以前と比べて、より明るくなってきたことは、非常に心強い。しかし、多くの難民が戻ることになる生活の状態には懸念もある。今年、七月に、私はエチオピアを訪問し、ソマリアから帰国してきた多数のエチオピア人に会った。彼らは、ソマリア国内の戦闘を逃れてエチオピアに戻ってきた人々で、帰国しても食べる物も住む家もなかつた。帰国はしたが、将来の見通しは暗い。疑問が次々に生まれる。この状態はどのくらい続くのか？ 今度の帰還は、難民化の問題が、国境のこちらからあちらへ、ただ移るだけなのではないか？ 私たちは、ちょうど難民発生の緊急事態に直面しているように、〈帰還民の緊急事態〉に対処しなければならないのか？ そして、今回の

帰還はこれらの国々における平和への不安定なプロセスに、どれほどのコストをもたらすか？

難民の出身国は、自国民に対する責任がある。それは、強いられた難民流出を防ぎ、あるいは、自發的本国帰還を促す条件を作り出すという両方の点においてである。しかしながら、大規模な本国帰還は、帰国のための適切な条件を生み出す一致した国際的な努力があつて初めて、成功するものである。難民が帰還中だつたり、これから帰ろうとする国のは多くは、戦争によつて荒廃している。こうした国々には、すでに多くの国内避難民がいて、国を逃れた者たちを再び受け入れる余力は、ほとんどか、まったくないのが実情である。

帰還民は、政治・経済・社会の建設ないし再建のための包括的な計画がなければ、適切に再定着することはできない。このように、自

発的本国帰還の成功を確実にすることは、U N H C R一機関の権限ないし能力を超えるものである。帰還民に対するU N H C Rの短期的な救援及び援助は、その国・地域の住民全體に対する国家的な開発の努力によって補われ、その中に組み込まれるべきである。U N H C Rは開発機関ではないが、しかし私は、開発機関や拠出国、そしてとりわけ当該国との間で、この点について注意を喚起し、協力を求める触媒の役を担う決意である。

私は、帰還民援助と開発の概念が、大方の関心と支援を得るということに、楽観的である。第一に、出身国は、その国民が帰国することに明らかに利益があり、また、地域的・国家的な開発のための牽引役を果たすことになる。第一に、開発機関及び資金融資機関は、長期的な経済開発に安定をもたらしうる人道問題の解決に貢献することに、関心があるは

ずである。第三に、拠出団は、自分たちの資金の使途として、庇護国における生活援護支援が長引くよりも、それが永続的な解決策に充てられることを希望するだろう。「自発的本国帰還に関する覚書」の中で、この問題については、いくつかの考え方と案を提起しておれり、執行委員会のメンバーとさらに熟考を重ねたいと思う。

三番目の目標は、難民問題の発生源に働きかけ、予防手段による解決を促すことである。この方法の第一のステップは、誰が国際的保護を必要としているかについて定義づけることである。「解決と保護に関する作業部会」は、問題のうちのいくつかを明確にする手助けとなつた。しかし、国際社会が、誰が国際的保護を受けるに値するかについて、明瞭かつ一致した理解に到達すること重要である。人々は自ら望んだのではなく、やむをえず、

国を逃れる。難民は生命を守るために逃れ、経済移民は生活の改善のために国を離れる。人々に移動を強いるさまざまな理由についてより良く理解すれば、流出を食い止める方法をはつきりさせるのに役立つだろう。私は、予防という概念を「人々の移動を食い止める壁を作ることではなく、難民化を強いる要因を取り除いたり減らしたりすること」という定義を明示したい。

難民流出の根本原因は、つきつめれば、政治上の紛争と人権の侵害に関係している。人々が自分たちの生命と自由は安全だと感じるとき、他の地に庇護を求める理由はない。したがって、難民流出の根本原因をあつかう責任と権限は、各国政府やU N H C R以外の組織にある。しかし、私は、U N H C Rもこのような方針をうながし支援すべきだと強く信じる。私たちは、必要な資金を庇護国から出

身国に振り替えるだけでなく、難民流出回避に有効な行動に必要な手段を開発しなければならない。主なものは、以下の通りである。

一、人権擁護団体とのより緊密な協力と、より広範な早期警報活動への参加。

二、出身国データベースの開発。U N H C Rは、この仕事にすでに着手している。これは、流出回避の行動を考案する手助けとなる。ただでなく、さらに私たちが難民の地位の決定や、終止条項の適用、“安全な国”という概念についてアドバイスするのに役立つであろう。

三、開発・融資機関とのより緊密な連絡。

四、移動しようとする人々の誤解や過剰な期待に対処し是正するためのマスコミ・キャンペーンの推進。私たちは、ベトナムでの経験を利用して、ヨーロッパにおいて、新たな一大マスコミ戦略を打ち出そうとしている。

事実、これらの手段の多くは、東南アジアにおいて「包括的行動計画」の下で、実際に試してきたものである。アルバニアの問題に対する取り組みの中ではさらに改善され、適用された。私は、これを、ヨーロッパにおける実際の人口移動とその潜在的可能性をつかうあらゆる戦略において、重要な要素であると見る。

六月の会議で、私は、重要な予防対策は、国内避難民のニーズに対応するものでなければならないと述べた。国内避難民の窮状は、国境を越える者たちの状況に匹敵する。しかしながら、その問題は、単独の機関の能力をこえるものである。必要なのは、国連システムをはじめ、I C R C（赤十字国際委員会）、N G O が一致協力して行う対応である。国内避難民に対するU N H C Rの経験は、過去、現在のどちらも、そのような協力活動のため

の有用なモデルとして役立つだろう。エルサルバドルにおけるONUSA-L計画は、この点に関して、さらに興味深い教訓を与えるはずだ。私の見解では、国家主権の尊重は、国内避難民の保護と援助の必要性と両立されるべきものであると思われる。私たちは、法的な枠組みを制定するため、人道法や人権、難民法の原則を明確にせねばならず、また、助けを必要とする人々に対する人道的アセセスのための運用上のガイドラインを策定しなければならない。

予防と解決についての戦略を策定するうえで、UNHCRはリベラルな庇護政策を促進する責任を放棄すべきではなく、また、その意志もないことを強調したい。人権と法の支配に対する尊重が普遍的に認められつつあるこの時代に、私は、難民の利益にたつたUNHCRの監督的な保護の役割を、よく強調し、

それが受け入れられることを望むものである。この目標を念頭に置いて、私たちは、ヨーロッパにおける現行の体制の見直しを始めた。

これによつて、新たな政策的優先事項を確立し、効率と効果を増すために必要な改編を導入できるであろう。ただし、現在の体制を改善するなかで、追加的な財政支出の発生をさけるべく最大限の努力をする決意であること強調したい。

これに関連して、私は、UNHCRがより広く世界に知られることが非常に重要であると考える。効果的な広報戦略は難民保護のために不可欠の手段である。世論と公的な政策は、政策立案者のステートメントとマスコミによって形作られる。私は、多くの国々において外国人排斥感情の高まりを感じ、これを深く憂慮している。こうした危険な傾向とたかうために、すべての指導者たちがその権

限と影響力を行使するよう、強く求めたい。

U N H C R の側では、確かな事実の報告と統計を提供することによって、より多くの情報にもとづいた信頼できる議論の喚起に寄与しなければならない。このため、私たちは、U N H C R の内部で難民統計に関する報告の方法を改善する作業をすでに始めている。

以下に、私の考え方の総括をしたいと思う。

私たちの最終的な目標は、人々が逃れることを強いられないですむように、あるいは、人々が難民でなくなるための解決を見いだしうるよう、活動することである。こうした活動のうち一部は、まさに U N H C R の権限の範囲であるが、しかし、それ以外については、各国政府や他の国連機関、I O Mなどの政府間機関、O A Uや、アラブ連盟、イスラム會議、E C、ヨーロッパ評議会、C S C E、O A Sといった地域的機構・組織、I C R C、

そして常に私たちの変わらぬ重要なパートナーであるN G Oなどの活動と協力が必要となる。真に包括的な国際的努力が要求されるのである。私は、今日、多数皆様にご出席いただいた事実を、こうした努力に参加しようとする関心と準備の明瞭な表示だと受け取つている。

U N H C R は、四〇年前の一九五一年に、東西対立の高まりの中で、全体主義の迫害を逃れる人々を保護し援助するために、設立された。より自由でより良い機会を得ようと国境を越えて移動する人々の望みが、ついに、東ヨーロッパにおける抑圧的な体制に変化をもたらした。一九八一年一一月九日のベルリンの壁の崩壊は、冷戦の終焉を象徴する最も重大な事件のひとつだった。私たちが過去から学べる教訓のひとつは、逃れることを強いた人々に対して壁をつくることは解決と

ならないということである。眞の解決は、民主主義と人権と経済的豊かさを広めながら、西側と東側、北と南の間に、橋をかけることである。設立四十周年にあたり、私は、より開かれた公正な世界秩序につながる道にUNHCRの責務を見出したい。それは、多くの難民が本国帰還の途につき、何人も、自國から逃れることを強いられることのない世界である。

(原文は英語 UNHCR仮訳)

〔資料 2〕

表1 世界の難民（国別）（1990年12月31日現在）

庇護国	人	庇護国	人
〈アフリカ〉			
アルジェリア	189,400	スワジラン	ド 47,200
アンゴラ	11,900	タンザニア	266,200
ベニン	800	チュニジア	200
ボツワナ	1,000	ウガンダ	156,000
ブルキナ・ファソ	300	ザイール	370,900
ブルンジ	90,700	ザンビア	133,950
カメルーン	6,900	ジンバブエ	186,000
中央アフリカ共和国	6,300	〈アフリカ計〉	
コシング	3,400	〈東アジア／太平洋〉	
コートジボワール	270,500	中 国	5,000
ジブチ	67,400	香 港	52,000
エジプト	37,800	インドネシア	20,500
エチオピア	783,000	日 本	800
ガボン	800	韓 国	200
ガンビア	800	マ カ オ	200
ガーナ	8,000	マレーシア	14,600
ギニア・ビサウ	1,600	パプア・ニューギニア	8,000
ギニア	325,000	フィリピン	19,600
ケニア	14,400	シンガポール	150
レソト	1,000	台 湾	150
マラウイ	909,000	タ イ	454,200
マリ	10,600	ベトナム	16,700
モーリタニア	22,000	〈東アジア／太平洋計〉	
モロッコ	800	〈欧州／北米〉	
モザンビーク	700	オーストリア	22,800
ナミビア	25,000	ベルギー	13,000
ニジェール	800	カナダ	36,600
ナイジェリア	5,300	チェコスロバキア	1,600
ルワンダ	21,500	デンマーク	5,500
セネガル	55,300	フィンランド	2,700
シエラレオネ	125,000	フランス	56,000
ソマリア	358,500	西 ド イ ツ	193,100
南アフリカ	201,000	ギリシャ	6,200
スー ダン	726,500		

庇護国	人	庇護国	人
ハンガリー	18,300	〈中東／南アジア〉	
イタリイ	4,800	バーレン	7,500
オランダ	21,200	ガザ地区	496,300
ノルウェイ	3,900	インド	415,800
ポルトガル	100	イラク	2,860,000
スペイン	6,800	ヨルダン	60,000
スウェーデン	28,900	レバノン	929,100
スイス	37,000	オマーン	306,400
トルコ	178,000	ネパール	3,000
英國	25,000	パキスタン	14,000
米國	73,600	サウジ・アラビア	3,668,800
ユーゴスラビア	2,500	シリア	300,000
〈欧州／北米計〉	737,600	アラブ首長国連邦	280,700
		ヨルダン川西岸地区	40,000
〈ラテンアメリカ ／カリブ諸国〉		イエメン	414,300
アルゼンチン	1,800	〈中東／南アジア計〉	1,300
ベリセ	6,200	総計	9,797,200
ボリビア	100		16,689,300
ブルジル	200		
コロンビア	700		
コスタリカ	26,900		
キューバ	3,000		
エクアドル	3,750		
エルサルバドル	600		
仏領ギニア	10,000		
グアテマラ	6,700		
ホンジュラス	2,700		
メキシコ	53,000		
ニカラグア	500		
パナマ	1,200		
ペル	600		
ウルグアイ	100		
ベネズエラ	900		
〈ラテンアメリカ／カリブ諸国計〉	118,950		

(注) (1) 本表では、第三国に定住した難民は含まない。

(2) 本表の難民数は昨年庇護を申請した人々の数である。

(出所) U. S. Committee for Refugees, *World Refugee Survey*, 1991.

**表2 1991年度 各国政府による UNHCRへの自発的拠出金
(拠出誓約済み)**

(1991年12月17日現在)

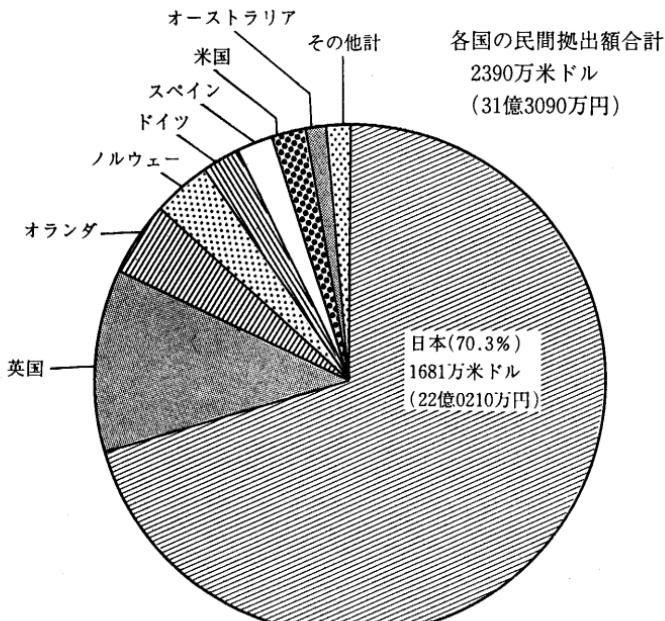
拠出国／機関	金額(米ドル)	対総支出*(%)
政府／政府間機関		
1 アメリカ合衆国	197,633,064	22.28
2 日本	109,271,145	12.32
3 欧州共同体	102,658,164	11.57
4 スウェーデン	66,166,884	7.46
5 ドイツ	58,106,733	6.55
6 イギリス	48,836,225	5.51
7 ノルウェー	36,460,914	4.11
8 フィンランド	34,185,576	3.85
9 デンマーク	33,429,673	3.77
10 オランダ	32,151,323	3.62
11 カナダ	29,500,616	3.33
12 スイス	23,490,880	2.65
13 フランス	13,857,697	1.56
14 イタリア	11,670,253	1.32
15 オーストラリア	8,617,431	0.97
16 スペイン	6,269,688	0.71
17 ベルギー	3,216,815	0.36
18 オーストリア	2,383,089	0.27
19 サウジアラビア	1,621,333	0.18
20 ルクセンブルグ	846,738	0.10
小計	820,374,241	92.49
他の政府／政府間機関(44)	2,868,569	0.32
他の国連機関	999,663	0.11
民間からの拠出(団体／個人)	13,645,008	1.54
総計	837,887,481	94.46

* 援助計画支出

1991年度の総額：887,000,000米ドル

(出所) UNHCR

1991年 UNHCR に対する日本の民間拠出
(1991年1月～12月18日)



(注) ただし、UNHCR 本部の会計では、「難民救済民間基金」
(寄付決定額15億646万円) のうち、すでに送金済みの300
万ドル（約4億1400万円）のみが算入されている。

(出所) UNHCR